

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準等について 平成13年4月1日 01-制度-00073 <u>最終改正 平成22年3月29日</u></p> <p>この規程は、企業総合保険手続細則第1条の規定により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）と企業総合保険特約を締結した者（特約締結者）との保険契約に適用されるものであり、企業総合保険特約書（以下「特約書」という。）附帯別表第2第1号の日本貿易保険が別に定める基準を規定する。ただし、特約書附帯別表第1に掲げる輸出契約等のうち日本貿易保険が定める2年未満案件「別紙1 2年未満案件の解釈等」に適用するものとする。</p> <p>記</p> <p>1. 基本的引受基準</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 政府開発援助契約等については、以下の信用事由により生じた損失をてん補する責めに任ずる。</p> <p>① 「政府開発援助契約等」1(1)及び2.に該当する輸出契約の決済方式にかかわらず、輸出不能の信用事由（約款第3条第1号に規定するてん補危険に係る第4条第11号、第12号及び第13号の事由をいう。以下同じ。）及び代金回収不能の信用事由（約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第12号及び第14号事由をいう。）ただし、輸出契約等の相手方が名簿の与信管理区分Gに格付けされておらず「<u>海外商社名簿について</u>」の<u>GB格、EB格又はSB</u></p>	<p>貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準等について 平成13年4月1日 01-制度-00073</p> <p>この規程は、企業総合保険手続細則第1条の規定により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）と企業総合保険特約を締結した者（特約締結者）との保険契約に適用されるものであり、企業総合保険特約書（以下「特約書」という。）附帯別表第2第1号の日本貿易保険が別に定める基準を規定する。ただし、特約書附帯別表第1に掲げる輸出契約等のうち日本貿易保険が定める2年未満案件「別紙1 2年未満案件の解釈等」に適用するものとする。</p> <p>記</p> <p>1. 基本的引受基準</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 政府開発援助契約等については、<u>貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書第3条第2項及び第3項の規定にかかわらず</u>、以下の信用事由により生じた損失をてん補する責めに任ずる。</p> <p>① 「政府開発援助契約等」1(1)及び2.については輸出契約の決済方式にかかわらず、輸出不能の信用事由（約款第3条第1号に規定するてん補危険に係る第4条第11号、第12号及び第13号の事由をいう。以下同じ。）及び代金回収不能の信用事由（約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第12号及び第14号事由をいう。）ただし、輸出契約等の相手方が名簿の与信管理区分Gに格付けされて</p>	

格に該当しない場合は、約款第4条第11号において「これらに準ずる者」とみなす。

- ② 上記①以外の「政府開発援助契約等」については、I L C スイッチ方式、トランスファー方式（本邦内のみで決済が完了するものに限る。）又は当該借款等の供与機関から輸出者又は仲介貿易者への直接送金により決済される輸出契約等につき輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由。ただし、約款第4条第11号の事由にあっては輸出契約の相手方が名簿の与信管理区分G S格、G A格又はG E格に格付されている場合に限る。

(6) ～ (8) (略)

- (9) 「貿易一般保険運用規程」(平成13年4月1日 01-制度-00034) 第22条から第24条までのいずれかの取扱いを行うものについては、特約書第1条の規定にかかわらず、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した輸出契約等に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。1.(3)①から③までのいずれかに該当するものも同様とする。

(10) その他

- ① フルターンキー条項の付いた輸出契約等であって、被保険者が希望する場合は、「フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて」(平成13年4月1日 01-制度-00042)により取り扱うこととする。ただし、「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる輸出契約等については、当該規程は適用しないこととする。
- ② エスカレーションクローズ付きの輸出契約等にあつては、「貿易一般保険運用規程」(平成13年4月1日 01-制度-00034) 第15条により取り扱うこととする。
- ③ 輸出契約等に基づく技術等の提供に係る支出費用について保険契約を締結する場合には、「支出費用に係る貿易

おらず「海外商社名簿について」の事故管理区分に該当しない場合は、約款第4条第11号において「これらに準ずる者」とみなす。

- ② 上記①以外の「政府開発援助契約等」については、I L C スイッチ方式、トランスファー方式（本邦内のみで決済が完了するものに限る。）又は当該借款等の供与機関から輸出者又は仲介貿易者への直接送金により決済される輸出契約等につき輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由。ただし、約款第4条第11号の事由にあっては輸出契約の相手方が名簿の与信管理区分G S格、G A格又はG E格に格付されている場合に限る。

(6) ～ (8) (略)

(9) その他

- ① フルターンキー条項の付いた輸出契約等であって、被保険者が希望する場合は、「フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて」(平成13年4月1日 01-制度-00042)により取り扱うこととする。ただし、「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる輸出契約等については、当該規程は適用しないこととする。
- ② エスカレーションクローズ付きの輸出契約等にあつては、「貿易一般保険運用規程」(平成13年4月1日 01-制度-00034) 第15条により取り扱うこととする。
- ③ 輸出契約等に基づく技術等の提供に係る支出費用について保険契約を締結する場合には、「支出費用に係る貿易

貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準について・新旧対照表

<p>一般保険の取扱いについて」（平成13年4月1日 01-制度-00043）により取り扱うこととする。</p> <p>2. 国別引受基準 （略）</p> <p><u>附 則〔平成22年3月29日〕</u> <u>この改正は、平成22年4月1日から実施する。</u></p> <p>別紙1～5 （略） 別表1、2 （略）</p>	<p>一般保険の取扱いについて」（平成13年4月1日 01-制度-00043）により取り扱うこととする。</p> <p>2. 国別引受基準 （略）</p> <p>別紙1～5 （略） 別表1、2 （略）</p>	
--	--	--